# クリティアあんしんパック利用規約

## 第1条（取扱の準則）

株式会社ウォーターダイレクト（以下「運営元」といいます）は、運営元が指定する会員サービスの会員（以下、総称して「会員」といいます）向けに、以下に定める「クリティアあんしんパック利用規約」（以下「本規約」といいます）に基づき、「クリティアあんしんパック」（以下「本サービス」といいます）を提供します。

## 第2条（定義）

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

① 「本サービス」とは、本条②項に定義する利用者を対象とした以下の各サービスをいいます。

1）運営元から提供を受けたウォーターサーバー（以下「ウォーターサーバー」と略します。）の瑕疵、設置不良により水濡れが起こり、利用者の家屋や家財に損害を与え、運営元が原状復帰の手当てが必要と認めた場合「水難お見舞金」を支払うサービス。

2）ウォーターサーバーの瑕疵、設置不良、あるいは利用者の操作ミスにより、熱湯による火傷を被り、それを直接の原因として、医師が浅達性Ⅱ度以上と診断した場合に「火傷お見舞金」を支払うサービス。

3）ウォーターサーバーの破損または汚損により、ウォーターサーバーとしての重要な機能を喪失しまたは専用ホルダーを破損した場合に当該ウォーターサーバーの同等品への交換を行うサービス。

4）3か月以上運営元からのお水の出荷がなくかつ、ウォーターサーバーの利用が無かった場合、利用者の運営元への申請によりセルフメンテナンスキットを出荷するサービス。

② 「利用者」とは、会員のうち、運営元に対して本サービスの利用を申込み、運営元の承諾を得た者をいいます。

## 第3条（申込手続）

① 利用者の本サービスへの申込みは、運営元が指定する方法によるものとし、運営元がこれを承諾したことをもって申込手続が完了するものとします。利用者は、本サービスの利用に必要な情報を登録するものとします。尚、利用者が当該登録を怠ったことにより、本サービスが利用できない場合において、運営元は一切責任を負わないものとします。

② 定期配送契約にご契約済みの顧客が新たに本サービス加入する場合には、運営者お客様サービスセンターへ連絡を行い加入の意思を伝えた時点から保証の提供を行います。

## 第4条（本規約及び本サービスの変更、廃止）

運営元は、本規約及び本サービスの全部又は一部を変更、廃止できるものとします。また、本規約及び本サービスの変更が、次条（通知の方法）に定める方法に従って利用者に通知された場合、当該通知以後、利用者には変更後の規約が適用され、また変更後の本サービスが提供されます。

## 第5条（通知の方法）

本規約に係る変更等の事項について、運営元から利用者に対する通知の方法は、運営元が指定するウェブサイト上への掲示によるものとします。

## 第6条（料金）

① 利用者は、本サービス利用の対価として、本規約の別紙に定める金額の料金（以下「本料金」といいます）を運営元の指定する期日･方法等に基づき支払うものとします。尚、運営元は、理由の如何に関らず、利用者が運営元に対して既に支払った本料金を一切返還しないものとします。
尚、運営元は、利用者に対し、初回支払についてはウォーターサーバー届け日、2回目以降は毎月1日に請求するものとします。

② 運営元は、本料金の支払が確認できない場合、その翌月分の料金を請求する際に、確認できない月の料金を合わせて、2か月分の料金を請求します。その請求分の支払が確認できない場合には、本サービス利用を解除をさせていただきます。

③ 本サービス利用を再開希望する場合に、支払が確認できない2か月分、および、再開月の料金の支払いが確認でき次第、再開とします。

④ 本サービスに加入する場合には、クレジットカードのみとします。

## 第7条（免責）

① 利用者が本規約に違反したことによって生じた損害については、運営元は一切責任を負わないものとします。

② 運営元は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は、発生するおそれがある場合には、本サービスの利用を制限することがあります。

## 第8条（第三者への委託）

運営元は、本サービスに関する業務を、利用者の事前の承諾、または利用者への通知を行うことなく、第三者に委託できるものとします。また、当該委託にあたり、利用者に関する情報を提供することについて、利用者は予め同意するものとします。

## 第9条（保証の対象範囲等）

① 「水難お見舞金」は取扱説明書記載の通りに操作をしている場合に発生した漏水事故に限ります。

② 「火傷お見舞金」の対象範囲は利用者が個人の場合は利用者およびその同居の親族とし、法人の場合は当該法人の役員または従業員に限るものとします。

③ 「ウォーターサーバー破損補償」は、利用者（利用者が法人の場合は当該法人の役員又は従業員）もしくはお見舞金を受け取る者の故意または重大な過失によるものを除き、運営元から提供を受けたウォーターサーバーの破損または汚損により、ウォーターサーバーとしての重要機能を喪失し、または専用ホルダーを破損した場合に当該ウォーターサーバーを同等品への交換を行います。

④ 「クリーニングサービス」は、3か月以上運営元からのお水の出荷がなくかつ運営元から提供を受けたウォーターサーバーの利用が無かった場合、利用者の申請によりセルフメンテナンスキットを提供します。

⑤ 本サービスの適用は当該ウォーターサーバーの設置日からとします。なお、本サービスが適用されるには、本サービスの適用期間中の事故（クリーニングサービスを除く）であり、かつ本サービスの適用期間中に第11条に定める履行の請求がなされた場合とします。また、料金の支払いが確認できないときから本サービスの利用停止までの間の本サービスの適用の扱いについては、本料金の滞納あるときは解消させるまで履行の請求を受け付けず、滞納発生時から解消される時までの事故に対しては事後に支払われても本サービスの適用はありません。

## 第10条（保証しない場合）

運営元は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証事項の履行をしません。
1）利用者（利用者が法人の場合は当該法人の役員又は従業員）もしくはお見舞金を受け取る者の故意または重大な過失。
2）戦争、外国の武力行使、クーデターその他これらに類似の事変または暴動。
3）地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する事故。
4）核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。

## 第11条（事故発生時の手続）

① 利用者が保証事項の履行を請求するときは、運営元の指定する方法にて申請を行うとともに、運営元が指定する書類等を運営元に対して送付するものとします。
1）「水難・火傷お見舞金」の場合
○事故状況説明書兼お見舞金請求書
○診断書、医療機関の調査同意書（「火傷お見舞金」の場合）
○損害保険会社からの保険金支払通知書又は、原状回復工事費支払の領収書（「水難お見舞金」の場合）
2）「ウォーターサーバー破損補償」の場合
○ウォーターサーバー設置状況、本体破損状況がわかる写真および、機器補償申請書
3）「クリーニングキット」の場合
○クリーニングキット申請書
② 運営元は、利用者から保証事項の履行の請求を受けたときは、事故等の事実を調査することがあります。
③ 利用者が運営元の調査に協力しない場合は、運営元による保証事項の履行が遅延または不能となる場合があります。

## 第12条（保証の実施）

① 運営元は、利用者から事故等の連絡を受け、必要書類等を受領したときは、速やかに保証事項を履行します。但し、保証事項の履行の請求書類に不備があるとき、また調査が必要な場合は、当該書類不備の解消または調査の終了の後に保証事項を履行します。

## 第13条（契約期間等）

① 本サービスの最低契約期間は、当該ウォーターサーバーの設置日の属する月を1ヶ月目として、12ヶ月間とし、本サービスの契約期間満了日までに、利用者から運営元に対して、本サービスの利用を解約する旨の意思表示がない場合、本サービスの契約期間は自動的に同一条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とします。
② 中途解約は、運営元のお客様サービスセンターに連絡を行い解約の意思表示を行った時点からとする。

## 第14条（利用者にかかる情報の利用）

① 運営元は、本サービスに関して取得した利用者（法人の場合は、当該法人の役員または従業員）等の一切の情報（氏名、電話番号、住所、メールアドレスを含むがこれに限らない。以下「利用者情報」という。）を、本サービスの提供に必要な範囲で利用することができるものとする。
② 利用者は、前項の規定による他、運営元が利用者情報を、以下の各号のいずれかに該当する場合において利用することにつき、予め同意するものとする。
1）運営元が利用者に対して、本サービスに関する案内又は連絡を行うとき。
2）運営元が本サービスの利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工した上で、その分析結果を自ら利用し、又は第三者に提供するとき。
3）法令の規定に基づき、提供するとき。
③ 利用者は、運営元が、運営元のホームページに定める個人情報保護方針に基づき、利用することにつき、予め同意するものとする。

## 第15条（適用関係）

本規約に規定なき事項については、「WATER DIRECT 水宅配サービスご利用規約」に従うものとし、本規約の解釈に疑義が生じた場合には、利用者及び運営元は、信義誠実を旨とし両者協議のうえ解決するものとします。

制定日：平成26年2月1日
運営元：株式会社ウォーターダイレクト

＜別紙＞
第2条規定の「本サービス」の内容

<table>
<tr><th>サービスの種類</th><th colspan="2">サービス内容</th><th>適用回数</th></tr>
<tr><td>水難お見舞金</td><td colspan="2">1万円</td><td>年1回まで</td></tr>
<tr><td rowspan="3">火傷お見舞金</td><td>浅達性Ⅱ度と診断された場合</td><td>1万円</td><td rowspan="3">年1回まで</td></tr>
<tr><td>深達性Ⅱ度と診断された場合</td><td>3万円</td></tr>
<tr><td>Ⅲ度と診断された場合</td><td>5万円</td></tr>
<tr><td>ウォーターサーバー<br>破損補償</td><td colspan="2">ウォーターサーバーの交換<br>（ご利用相当代替機）</td><td>年1回まで</td></tr>
<tr><td>クリーナーサービス</td><td colspan="2">セルフメンテナンスキットの提供<br>（中性電解水1本+通水用1本）</td><td>年1回まで</td></tr>
</table>

第6条規定の「本料金」の内容
月額：550円（税込594円）

（参考）
ウォーターダイレクト お客様サービスセンター
フリーダイヤル 0120−000−752　平日：9時〜18時 土日祝：9時〜17時（年末年始を除く）
URL：http://www.clytia.jp